

石狩湾新港管理組合告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年9月12日

石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道

1 入札に付す事項

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 契約の目的の名称 | 暖房用燃料の単価契約（灯油1リットル当たりの単価） |
| (2) 数量 | 調達予定数量 23,200リットル |
| (3) 契約の目的の仕様等 | 1号灯油 JIS-K2203 |
| (4) 契約期間 | 契約締結日から令和6年5月31日まで |
| (5) 納入場所 | 別紙給油場所一覧のとおり |

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年石狩湾新港管理組合告示第 号に規定する石狩湾新港管理組合の暖房用燃料単価契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

石狩市新港南2丁目725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所
石狩市新港南2丁目725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- (2) 入札書の受領期限
令和5年10月5日（木）9時30分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 入札書の提出方法
持参又は送付により提出すること。
- ア 持参による提出
入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「石狩湾新港管理組合暖房用燃料単価契約」の入札書在中」の旨を記載し、上記(2)の受領期限までに上記(1)宛てに提出すること。
- イ 送付による提出
二重封筒とし、外封に「石狩湾新港管理組合暖房用燃料単価契約」の入札書在中」の旨を記載し、中封及び入札書は上記(3)アと同様に作成し、上記(2)の受領期限までに上記(1)宛てに送付すること。
- ウ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 開札の場所及び日時
石狩市新港南2丁目725-1
石狩湾新港管理組合大会議室
令和5年10月5日（木）9時30分

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 落札者の決定方法

石狩湾新港管理組合財務規則（昭和53年規則第7号。以下「財務規則」という。）第98条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより石狩湾新港管理組合が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

9 契約書作成の要否 要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第101条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(3) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- イ 所在地 郵便番号061-3244 石狩市新港南2丁目725-1
- ウ 電話番号 0133-64-6661

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払いはしない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を石狩湾新港管理組合に提出し、石狩湾新港管理組合が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、石狩湾新港管理組合が指定する様式により依頼すること。

(11) 入札書に記載する金額は、1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。

(12) 契約単価の変更については、契約書の別記「契約単価の変更に関する特約事項」により行うことを承知した上で入札参加資格審査申請を行うこと。

(13) 「契約単価の変更に関する特約事項」の第2の1に掲げる「当初月の市場価格の基準日」については令和5年9月25日調査結果公表時点とする。

また、第2の5（1）に掲げる「当初月のC I F 価格の基準日」については、令和5年9月20日付け（予定）速報公表時点とする。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。